

250

2023 • 5

仙台中央法律事務所

仙台市青葉区国分町一丁目 3-20 肴町ビル 2 階 電話 022-227-2291 (代) FAX 022-227-2294

http://www.s-chuho.com 七ヶ浜国際村 (撮影: 沼倉)

弁護士

青木正芳 原田 小関 宇部雄介

眞 阿部 栄田国良 潔 佐藤 野呂 哲 圭

事務局一同

頭で考えなければならない。思考停止 展した社会の中でこそ、私たちは自分の 絵空事とは思われない▼機械やA−が発

もたらすのはディストピアかもしれない。

いこそあれすでに起きていないか。

全くの

旗」に個人を追い込む事態は、程度の違

ネット上で 「正しさ」を 「錦の御

れなき批判により不条理にも追い込まれ 説だ。政治性のないエンタメ作家がいわ

办 じ

とされて強制収容所に収容される作家 ちの頭の中も「正しさ」に洗脳されつつ く。BBはまさに人工知能的だが、 思考を押しつける監視・洗脳社会を描 者」ビッグ・ブラザー ジ・オーウェル『一九八四年』は「支配 ディストピア小説の古典とされるジョ ない。過度に機械に依存する社会はディ る。SFや漫画世界のみと考えられてい が主人公の、近未来日本を舞台とする小 あるのではないか▼桐野夏生の近年の作 ない管理統制社会」)になりかねない▼ ストピア(例えば「平等で貧困も紛争も ようだが、立ち止まって考えたい▼ た人間とロボットの共存が実現するかの 『日没』は、その性表現が「反社会的 「チャットGPT」 が注目を集めて 機械が出来るのは「計算」だけであ 思考や感情は当然なく、理性的でも (BB) が一定の 私た

帰属制度の概観 相続土地国庫

弁護士 佐藤 哲

度であって、周知を要すると の概要を説明いたします。 思われることから、以下にそ 行)について、 土地国庫帰属法(今年4月施 われました。このうち、相続 土地国庫帰属法」)の制定が行 属に関する法律」(以下「相続 改正及び「相続等により取得 が問題視され、民法等の一部 した土地所有権の国庫への帰 利活用の阻害、 機として、所有者不明土地 日本大震災の復興事業を 新設された制 管理不全化

地を利用したいというニーズ れています。 地方を中心に、土地の所有意 減少・高齢化の進展等により、 ります。こうした状況を踏ま 化を招いているとの指摘があ 要因となり、土地の管理不全 所有者不明土地を発生させる る者が増加していることが、 し、これを手放したいと考え 取得した所有者の負担感が増 を契機として望まない土地を も低下する傾向があるといわ 識が希薄化するとともに、土 ストが国に転嫁されるおそ :方、土地の所有に伴う管理 帰属法が制定されました。 制を図るため、 都市部への人口移動や人口 所有者不明土地の発生の その結果、 相続土地国 相続

> 土地を、 制度になっています。 有権が国庫に帰属するという 上で承認することで、土地所 務大臣が要件の存在を確認の たすものに限定した上で、 た土地のうち一定の要件をみ とを踏まえ、その対象となる を疎かにするモラルハザー が発生するおそれがあるこ させる意図の下で土地の管 将来的に土地を国庫に帰 相続等により取得し 法

2 承認申請権者

遺贈 又は一部を取得した相続人で 限 ができます(2条2項)。 共有者も承認申請をすること た相続人であれば、その 続等により共有持分を取得し 共有者の少なくとも一人が相 すが、この場合においては、 が共同して行う必要がありま に属する場合は、共有者全員 す る主体は、相続等 (る)} により所有権の全部 承認申請をすることができ (2条1項)。土地が共有 (相続人に対する遺贈に {相続又は 他の

承認申請の要件

2 条 1 保 が明らかでない土地その を超えるものに限る)により れる土地、④土壌汚染対策法 よる使用が予定される土地と 土地、③通路その他の他人に とする権利が設定されている 3 して政令で定めるものが含ま 有権 :権又は使用及び収益を目的 ①建物の存する土地、②担 (法務省令で定める基準 の存否、 項に規定する特定有害 ている土地、⑤境界 帰属又は 他 \mathcal{O}

> ができません(2条3項)。 について争いがある土地につ いては、承認申請をすること

す (施行規則1条)。 の所在地を管轄する法務局で 提出先は承認申請に係る土地 4 あります(3条2項)。なお、 行令3条))を納める必要が 定める添付書類を提出するほ (一筆あたり14000円(施 か、政令で定める額の手数料 の承認申請書及び法務省令で 承認申請は、一筆の土地ご することとされ (5条2 申請に際しては、所定

承認の要件

ば土地の通常の管理又は処分在する土地、③除去しなけれ 土地の通常の管理又は処分を用又は労力を要するもの、② の管理又は処分をすることが との争訟によらなければ通常 する土地の所有者その他の者 をすることができない有体物 阻害する工作物、車両又は樹 るときは、その土地の所有権 地として政令で定めるもの 分の費用又は労力を要する土 理又は処分をするに当たり過 めるもの できない土地として政令で定 が地下に存する土地、④隣接 木その他の有体物が地上に存 通常の管理に当たり過分の費 る)がある土地のうち、その める基準に該当するものに限 の他の事項について政令で定 る土地が①崖(勾配、 いずれにも該当しないと認 国 法務大臣は、承認申請に係 庫 への帰属についての のほか、⑤通常の管 高さそ

> 認 (5条1項)。 をしなけれ ばなりま せ

> > h

5 負担金の納付、国庫帰属

5条))を納付しなければな 要する10年分の標準的な費用 りません (10条1項)。 で算定する場合あり(施行令 在する地域に応じて面積単 土地の種目や面積、土地が所 銭(原則一筆20万円、ただし ところにより算定した額の金 の額を考慮して政令で定める 有地の種目ごとにその管理に たときは、承認申請者は、 法務大臣による承認があ 玉 位

国庫に帰属します (11条1項)。 て、承認に係る土地の所有権は たときは、その納付の時におい

引き取り手を探す必要がな 場合があること、③申請に関 た欠点もあります。 か調査するのに時間を要する 承認の要件を備えているか否 納付する必要があること、② であるようにも思えます。 ことからすれば、有用な制度 土地を引き取らざるを得ない こと、②要件を満たせば国 して手間がかかることとい 方、①負担金として相当額 本制度は、①自力で土地

お気軽にご相談ください。 の利用を考えておられる方は が考えられますので、 手間は大幅に軽減されること 頼することで申請者ご本人の 関しては、弁護士に手続を依 もっとも、③申請の手間に 承認申請者が負担金を納付し 本制 法務大臣(法務局)

手続イメージ 申請者が10年分の による 土地管理費相当額の 🕕 承認申請 要件審査・承認 負担金を納付 実地調査権限あり [申請権者] 国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることが 相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る) できる より土地を取得した者 地方公共団体等に対して、情報提供を求めることができる ※共有地の場合は共有者全員で申請する必要あり 国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提 **1** 庫 a 供し、土地の寄附受けや地域での有効活用の機会を確保

法務省民事局 相続土地国庫帰属制度 制度の概要より引用

あり続けるために 戦争をしない国」で

弁護士 青木

くことが重なりました。 システム)の突然の爆音に驚 1944年から1945年 アラート (全国瞬時警報

たら、私以外の16人の方々は思い出し、事務所会議で話し 体験し、艦載機の攻撃から逃 か話が通じませんでした。 全員戦後の生まれで、なかな 時代の恐怖を伴った体験」を にかけて、 防空壕に入った「子ども 何度も空襲警報を

め

のでした。 の伝承が困難なことを知った 今年4月13日のJアラー 改めて、 戦争の悲惨な体験

ミサイルが「北海道周辺に落

国

そのためにも、

戦争を

北朝鮮の打ち上げた弾道

空港、駅頭では混乱が続いた たということでした。しかし、 なったと自治体には知らされ 分後に落下の可能性はなく 難が呼びかけられ、その後20下するとみられる」として避 ようです。 市民への伝達は届かず、学校、

Ų

決定し、 がら、防衛費を異常なまでの 方針の改定で)。 てきました(安全保障の基本 ためには可能との見解を示し 額を国会に諮らず、閣議で 原則は変わらないといいな 政府は専守防衛の憲法9条 、敵基地攻撃も防衛の

の

弾道ミサイルの落下が誤報 仮に、今回の日本領土内へ

ないでしょうか。

南北朝鮮は、

朝鮮戦争によ

たところです。

めにこれらの国々の人々との友 力を求める要請をし、平和のた

好・信頼関係の構築に一層努力

しようと決意し、これを表明

正芳 国民の公正と信義に信頼して、 界に宣言し、「平和を愛する諸 ての ようと決意した」そして、「戦 われらの安全と生存を保持し 「戦争をしない国」として世

行動でなければなりません。 信義に基づく、平和を求め する対応は、誠実且つ謙虚 弾道ミサイルの実験発射に対 い考えであり、行動です。 日本の行動としては許され 争を放棄し、国の交戦権は認 ない」と高らかに宣言した 「戦争をしない国」 としての る

併合により朝鮮を植民地化少なくとも1910年の日韓 鮮戸籍令での戸籍により差別 基づく日本国籍も与えず、 虚で、信頼に応える対応は、 設鮮(朝鮮民主主義人民共和 ミサイル発射を繰り返す北 朝鮮語を奪い、国籍法に との関係でも誠実で、 朝 謙

交交渉の努力が最初の取り 立するよう、まず国交正常化 も近い隣国としての友好を確 実は厳しく反省し、そして最 省し、南朝鮮(大韓民国)と 支配を行った歴史的事実を 1様に国交を開き、歴史的 刀が最初の取り組の確立のため、外 いのでは 事 反

同

になることは必定です。 さらにエスカレートして戦争 攻撃であり、反撃を受けたら それは国連憲章違反の違法な で 府の言う防衛のためと称 あ)敵基地攻撃が行われたら、 ることが判 明する前に

言され、

現在は

38 度線

れます。 ば、 弾道ミサイルの発射にその存 は両国からの侵攻を警戒し、なっています。従って、北朝鮮 と南朝鮮と敵対関係の存在と にも米国の基地があるので、 在を委ねていると解されます。 体制ですので、北朝鮮は、米国 び この関係が激化するなら 米国は、 同盟国となり、バック支持 「戦争をしない国」日 南朝鮮と国交を結

とは、福島原発をめぐる東日 らかです。 た時は、日本は壊滅に陥るこ で、そこが攻撃の焦点となっ 子力発電所が存在します 本大震災の状況から考えて明 日本には北から南まで、

協会、日朝協会、原水爆禁止私たち宮城県内の日中友好 アジア・アフリカ・ラテンアメ なものでなければならないこない国」の行動は前記のよう は、北朝鮮との外交関係の努 いということを自覚し、政府に 能力では日本の平和は守れな 憲法が容認しない敵基地攻撃 委員会の平和6友好団体は、 リカ連帯委員会、宮城県平和 協議会、日本ユーラシア協会、 とは明白です。

境に休戦状態です。り分断され、現在は

入所のご挨拶

佐藤 哲 弁護士 Satoshi Sato

昨年2月から仙台中央法律事務所に入 所いたしました佐藤哲と申します。

出身は山形県天童市です。奥羽山脈の西、立谷川扇 状地にて少年期を送りました。

事務所に入所して1年余りが過ぎましたが、行政事件、 民事事件、労働事件、刑事事件等多様な事件を経験させ ていただいており、弁護士としての心構えや事件の進め 方等について学ぶ機会に恵まれております。様々な事件 があるのですが、事務所で扱う事件に通底する傾向とし ては、弱い立場の人々の側に立って活動する事件が多い という印象を受けました。この環境は、基本的人権を擁 護し社会正義を実現するという弁護士の使命を否が応で も体感させられる貴重な環境であると思います。

昨年入所した際の挨拶状には、とくに深く考えず先例 に倣って弁護士法1条の文言を引用したのですが、1年 余りの執務を通じて、改めて基本的人権の擁護と社会正 義の実現という弁護士の使命を実感している次第です。

今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

仙台弁護士会会長に 就任しました

弁護士 野呂 圭

2023年度の仙台弁護士会会長に就任しました。 基本的人権の擁護と社会正義の実現に向けて尽力する所存です。

様々な課題がありますが、特に力を入れようと考えているのは、 ①人質司法をはじめとする刑事手続の改善、②集団的自衛権行使 容認や敵基地攻撃能力(反撃能力)保有といった明らかに憲法9 条に違反する施策に対して、基本的人権擁護の観点から「NO」 と言う、③法テラス報酬等の適正化(特に片道1000円近くかかる ような警察署までの接見交通費を弁護士が自己負担している問 題)です。①については、不必要不相当な身柄拘束がえん罪を生み、 あるいはその人の人生に大打撃を与えてしまうため、身柄拘束に は厳正な司法チェックが求められますが、それが十分に機能して いるかという問題意識があります。また、袴田事件や日野町事件 等でクローズアップされた再審手続の問題もあります。

その他、宮城県で起きている問題や出来事に対しても、 会として意見を表明すべきものについては発信していきたいと考 えています。4月には公文書管理条例の制定を求める会長声明と 県立精神医療センターの富谷市移転問題に関する会長声明を発し ました。

法律相談の <mark>ごあん</mark>ない

当事務所では随時法律相談を 受け付けております。土日休日・ 夜間の法律相談にも対応できる 場合があります。

広い相談室・会議室も用意し てありますので、多人数でのご 相談、お子様連れでのご相談も 可能です。

ご相談を希望される場合に は、お電話又はホームページの メールフォームからお申し込み ください。

まずはお気軽にお問い合わせ ください。

- 相談料 30分 5,500円(税込) ※経済的にお困りの方につきましては、
- 法テラスの無料法律相談を利用でき る場合があります。
- 連絡先 022 227 2291代
- メールフォーム(24時間受付) http://www.s-chuho.com

大崎住民訴訟のご報告 弁護士 栄田 国良

地方裁判所に住民訴訟を提起して の支出が違法であるとして、仙台 が原告となり、そのための経費等 決定したことから、住民124名 射能汚染廃棄物の試験焼却を実施 福島第一原発事故により生じた放 います。 大崎地域広域行政事務組合が、 訴訟についてご報告いたします。 前回のご報告に引き続き、大崎住

物質が拡散されていたことが明ら 却によって、焼却施設から放射性 すなわち、放射能汚染廃棄物の焼 質が附着していると考えられます。 の仕組み上、微粒子には放射性物 することが出来ました。焼却処理 却施設から漏れ出た微粒子を捕捉 下限値を超えませんでしたが、焼 スの測定が実施されました。その 果、排ガスの放射能濃度は検出 前回のご報告後の2021 焼却施設から排出される排ガ 车 11

> らの尋問が行われました。 平穏生活権が侵害されている原告 され、放射性物質の拡散によって 自治体から公害防止協定を反故に を提供してくれるはずである地方 民との約束を遵守し、 原告らは、原告らの本人尋問に 後、2022年12月末、 安全・安心

いただくようよろしくお願いいた 出する予定です。引き続きご支援 集大成である最後の主張書面を提 す。また、これまでの法廷闘争の らは、DVDの上映を行う予定で 台地方裁判所で行われます。原告 月29日(月)午後1時30分から仙 の実施は認められました。 次回裁判期日は、2023年5

労災事件 File

事件のご報告

労働者災害補償請求

弁護士

原田

憲

の秋田県内のホテルで亡くなりま で働く30代の男性Aさんが出張先 2020年10月下旬、

けていたとのことでした。 事現場での多忙な業務に従事して くなる直前まで福島県内の建築丁 の施工管理の仕事をしており、广 よると、Aさんは、建築工事現場で 子様がおり、来所した奥様の話に Aさんには奥様と幼い2人の 勤し、深夜に帰宅する生活を続 仙台市内の自宅から早朝に

害を解説する内容のDVDの上映 科学者が内部被ばくによる健康被 問の請求を却下しました。しかし、 ましたが、同裁判所はこの証人尋 仙台地方裁判所に対して求めてい かにすべく、科学者の証人尋問も 害を専門的知見に基づきより明ら 併せて、内部被ばくによる健康被

から労災を申請したいとのことで くなったことがうかがわれること 労働による身体的ストレスから亡 Aさんの奥様は、Aさんが長時間

2 Aさんの死因は?

した。 にあたっての最大の問題は死因で Aさんの死が労災と認定される

Aさんは、福島県内での工事が

確認されましたが、担当した医師 ホテルのベッドの上で亡くなって したが、翌朝、出勤することなく、 懇親会に出席し、ホテルに戻りま した。亡くなる前日は上司らとの 業務に従事することとなっていま て検査を受け、CTでは心筋肥大が いるのが発見されました。 終了して秋田県内の工事現場での Aさんのご遺体は病院に運ばれ 死因を特定することはできか

びその遺族の立場から支援して 続き、労災事件において労働者及

当事務所と致しましても、

引き

はじめに

建築会社

補償年金等の支給を受けることが ました。被災から2年半を要しま から本件請求が労災として認定さ できることとなりました。 したが、奥様とお子様方は、遺族 れることとなった旨の連絡があり 本年3月3日、労基署の担当者

適切な判断がなされるよう尽力さ 遺族の心情などに配慮されながら その遺族の援護を目的としていま の事案において、労災が認められ本件のような過労死や過労自死 れたものと思われます。 れた労基署職員の方においても、 ておりますし、本件請求を担当さ る制度へと次第に運用が改善され す。かかる目的が適切に実現され 労働者の福祉の増進、労働者及び 情ですが、そもそも労災制度は、 ることは容易でないというのが実

基署に提出しました。 ことができましたので、 至ったとの意見書を作成いただく 院から検査データを提出しても いとして、 性心疾患等を発症して死亡するに 検討していただいたところ、虚: た際の状況等を踏まえて、医師に い、既往歴や勤務状況、亡くなっ さんが生前に健康診断を受けた病 医師に確認していただいた上で、A まずは、取り寄せたCTの画像を 死因を特定する必要がありました。 因には「不詳」と記載していました。 3 労災認定 ては、医師の協力を得て、Aさんの そこで、労災を申請するにあたっ 死体検案書の死亡の これを労 Ш